

株 主 各 位

東京都新宿区市谷台町12番2号
株式 日本エム・ティ・エム
会社
代表取締役社長 大 川 正 男

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災されました皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年8月18日（木曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年8月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 扇
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第39期（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第39期（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役4名選任の件

以 上

-
1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jmdm.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成22年6月1日から
平成23年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当企業集団の当連結会計年度における売上高は、9,531百万円（前期比3.7%減）、営業利益536百万円（同34.5%減）、経常利益204百万円（同57.0%減）、当期純利益71百万円（前期は当期純損失2,358百万円）となりました。

主な要因は次のとおりであります。

売上高は、国内売上高が平成22年4月に行われた償還価格引下げの影響を前期において大きく受ける結果となり、また、競合他社との競争激化により減収（同5.7%減）となりました。一方、海外売上高においては連結子会社Ortho Development Corporation（以下ODEV社）製品売上が大幅に伸張（同9.0%増、米ドル建て金額における前期比では18.1%増）しました。人工関節分野では、ODEV社製品の米国での売上が大きく伸張（同18.7%増）しましたが、国内での売上が減少したことから全体では前期実績を下回り（同4.3%減）、脊椎固定器具分野では、国内売上は前期実績並み（同0.2%減）を計上しましたが、米国での売上が減少（同15.1%減）したことから全体では減少（同6.0%減）となりました。また、骨接合材料分野においては、償還価格引下げの影響が厳しい状況にありますが、平成22年1月より販売を開始した新商品の売上が伸張してきたことなどから前期実績並み（同1.7%減）売上を計上しました。

営業利益は、前期比282百万円減益の536百万円（同34.5%減）となりました。償還価格引下げの影響などから、売上原価率は39.3%（同1.9ポイント上昇）となり売上総利益が減益（同6.6%減）となりました。一方、販売費及び一般管理費は、ODEV社での研究開発費用の増加（同93百万円増、同64.9%増）がありましたが、減価償却費、人件費などの費用削減により5,246百万円（同129百万円減、同2.4%減）と改善されたことによります。

経常利益は、前期比271百万円減益の204百万円（同57.0%減）となりました。有利子負債の削減等を引き続き進めたことにより支払利息の負担が前期比49百万円減少の81百万円（同38.0%減）となりましたが、営業外費用として円高が進行したことにより、主にODEV社に対する外貨建て貸付金に係る為替評価損を原因とする為替差損197百万円（同62百万円増、同46.8%増）を計上したことによります。

特別利益は、主に棄権承継譲渡益22百万円を計上したことなどにより22百万円を計上しました。

特別損失は、固定資産除却損57百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額8百万円を計上したことなどから、特別損失合計は75百万円の計上となりました。

これらの結果、当連結会計年度では当期純利益71百万円（前期は当期純損失2,358百万円）の計上となりました。

（東日本大震災による影響）

東日本大震災における当社の被害状況につきましては、従業員の人的被害はありませんでした。また、仙台営業所建物等の損壊や保管製品等への被害も軽微でありました。

セグメント別売上概況は次のとおりであります。

セグメントの名称及び品目		当連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	前期比
		金額 (千円)	(%)
医療 機 器 類	日本国内販売	8,013,708	94.3
	骨接合材料	4,127,927	98.3
	人工関節	2,521,213	87.8
	脊椎固定器具	621,843	99.8
	その他	742,724	92.0
	米国販売	1,517,542	109.0
	人工関節	1,179,846	118.7
	脊椎固定器具	329,940	84.9
	その他	7,755	79.3
	連結売上高		9,531,250

- (注)1. セグメント間の取引については相殺消去しております。また、上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 連結子会社ODEV社の決算日は3月31日であり、同社の業績については、4月一翌3月の期中平均レートで換算し算定しております。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は836百万円で、その主なものは医療工具類の取得719百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (平成20年5月期)	第 37 期 (平成21年5月期)	第 38 期 (平成22年5月期)	第 39 期 (平成23年5月期) 当連結会計年度
売 上 高 (百万円)	11,447	10,394	9,894	9,531
経 常 利 益 (百万円)	354	56	475	204
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	286	△226	△2,358	71
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	15.48	△8.98	△89.12	2.69
総 資 産 (百万円)	24,868	23,456	19,099	17,825
純 資 産 (百万円)	12,008	14,183	11,654	11,567

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (平成20年5月期)	第 37 期 (平成21年5月期)	第 38 期 (平成22年5月期)	第 39 期 (平成23年5月期) 当事業年度
売 上 高 (百万円)	10,154	8,960	8,503	8,014
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	62	△203	△11	96
当期純損失(△) (百万円)	△7	△482	△2,772	△23
1株当たり当期純損失(△) (円)	△0.40	△19.13	△104.77	△0.89
総 資 産 (百万円)	26,588	24,579	19,115	17,692
純 資 産 (百万円)	13,850	15,619	12,712	12,556

(5) 対処すべき課題

医療機器業界を取り巻く国内環境は、公定価格である償還価格の大幅な引下げが続いており、高齢化社会への環境変化に対応する抜本的な医療制度改革が予想され、今後も厳しい状況が続くものと思われます。また、法令遵守、会計基準や薬事承認基準の厳格化、景気や金融情勢等による経営環境及び財務環境の変化、製品力や同業他社との競争激化等による販売環境の変化も大きく、こうした様々な環境変化に対し迅速な対応、企業努力が求められています。

こうした環境の中で当社といたしましては、市場及び顧客ニーズに合致した製品の投入や高収益・高付加価値・先端医療製品の投入、将来を見据えた自社製品開発への注力により医療へ貢献していくとともに、効率的な営業体制及び物流体制の構築、海外事業の拡大等により、より一層収益に重点を置いた経営への転換が重要課題であると考えております。

当社は、これら重要課題へ取り組むため、平成22年5月期（第38期）から平成24年5月期（第40期）までの3ヵ年を実施期間とする中期経営計画を実行しております。「最先端の優れた医療機器の開発と販売を通して、医療に貢献する」という経営理念のもと、中期経営指針として「MDMの独自性の追求及び創意工夫と英知の結集を図り日本及び世界の医療に貢献すること」を掲げ、経営方針を達成すべく全社一丸となり邁進して参ります。

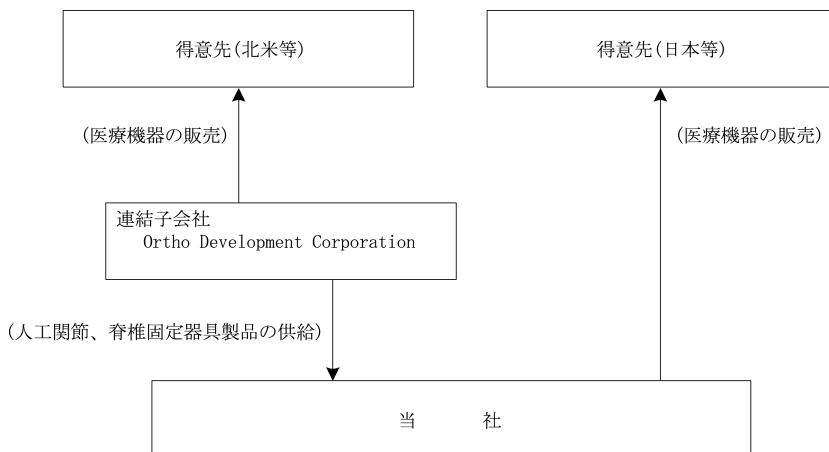
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社の企業集団は、当社及び米国子会社1社で構成され、整形外科分野を中心とした医療機器類の輸入、開発、製造、販売を主な事業活動内容としております。

当企業集団の売上は、整形外科分野の医療機器類の取り扱いが大半を占めております。具体的には、当社が、米国子会社ODEV社製品の輸入・販売を行い、また、販売提携契約等に基づき、骨接合材料、人工関節、脊椎固定器具等商品を国内外メーカーから仕入れ、日本国内において販売を行っております。また、米国子会社ODEV社は、主に人工関節や脊椎固定器具等の開発製造を行い、独自に米国市場を中心に販売を行う他、当社に対して製品供給を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(7) 主要な営業所及び工場等（平成23年5月31日現在）

		名 称	所 在 地
国内	本社	本社	東京都新宿区
	営業所	札幌営業所	北海道札幌市
		仙台営業所	宮城県仙台市
		北関東営業所	東京都新宿区
		東京営業所	東京都新宿区
		南関東営業所	東京都新宿区
		名古屋営業所	愛知県名古屋市
		大阪営業所	大阪府吹田市
		中国営業所	広島県広島市
		四国営業所	香川県高松市
		福岡営業所	福岡県福岡市
	商品センター	東京商品センター	東京都大田区
		大阪商品センター	大阪府大阪市
海外	子会社	Ortho Development Corporation	米国ユタ州

(8) 使用人の状況（平成23年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

人 数	前 年 比 増 減
313名	19名増

(注) 連結子会社の使用人数については、同社の決算日である平成23年3月31日現在のものを利用しております。

② 当社の使用人の状況

区 分	人 数	前 年 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	152名	1名増	34.9歳	8.8年
女 性	82名	7名減	31.8歳	7.3年
合計又は平均	234名	6名減	33.8歳	8.3年

(9) 主要な借入先の状況（平成23年5月31日現在）

借 入 先	借 入 額
中央三井信託銀行株式会社	1,245百万円
株式会社みずほ銀行	1,100百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	900百万円
株式会社商工組合中央金庫	475百万円
Union Bank of California	337百万円
住友信託銀行株式会社	320百万円

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資状況 (議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
Ortho Development Corporation	8,828千米ドル (注)	97.5%	医療機器の開発製造販売

(注) 平成23年1月1日付で第三者割当増資を行い、当社が6,000千米ドルを引受けております。

2. 当社の株式に関する事項（平成23年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 37,728,000株
 (2) 発行済株式の総数 26,475,880株
 (3) 株主数 (自己株式13,909株を含む) 8,689名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	7,942,764 株	30.01 %
渡 邊 崇 史	1,444,800	5.45
渡 邊 康 夫	1,012,064	3.82
島 崎 一 宏	893,302	3.37
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ バリュースポーツフォリオ	457,800	1.73
株 式 会 社 ア イ ・ テ ィ ー ・ テ ィ ー	396,000	1.49
日 下 部 博	390,529	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	374,700	1.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	320,800	1.21
渡 邊 藍 子	309,644	1.17

（注） 持株比率は、自己株式（13,909株）を控除して計算しております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成23年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 川 正 男		子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取 締 役	沼 田 逸 郎	事業推進本部長兼 マーケティング部長	子会社 Ortho Development Corporation 取締役
取 締 役	瀬 下 克 彦	営 業 本 部 長	
取 締 役	近 藤 浩 一	東日本営業部長・ スパインチーム担当	
取 締 役	渡 部 正 一	管理本部・経営企画・ 事業開発担当	
取 締 役	弘 中 俊 行	営業本部・ODEV担当	
社外取締役	白 石 裕 介		ヘルスケアテック株式 会社社外取締役
常勤監査役	小 川 康 貴		
社外監査役	鈴 木 竹 夫		鈴木竹夫公認会計士事務 所代表 東テック株式会社社外監査 役
社外監査役	大 原 秀 三		公認会計士大原秀三事務 所代表
社外監査役	大 石 洋 司		

- (注) 1. 当社は、監査役鈴木竹夫、大原秀三及び大石洋司の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役鈴木竹夫氏及び大原秀三氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

取締役横山秀樹氏は、平成22年8月20日開催の第38回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

① 取締役

取締役の報酬は、取締役報酬総額の範囲内で取締役の職務と責任に応じた報酬額を代表取締役社長が決定しております。

また、報酬総額における賞与部分に関しては、業績に連動した金額とし、代表取締役社長が決定しております。

② 監査役

監査役の報酬は、監査役報酬総額の範囲内で監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議によって決定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取 締 役		監 査 役		計	
人員 (うち社外)	金額 (うち社外)	人員 (うち社外)	金額 (うち社外)	人員	金額
8(2)名	111(1)百万円	4(3)名	30(16)百万円	12名	141百万円

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役白石裕介氏は、ヘルスケアアテック株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社はヘルスケアアテック株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役鈴木竹夫氏は、東テック株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は東テック株式会社との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における社外役員の主な活動状況

	出席状況（出席率）	発言の状況
白石 裕 介	取締役会11回開催のうち11回 (100%)	伊藤忠商事株式会社において培ってきた豊富な業務経験と知識から発言を行っております。
鈴木 竹 夫	取締役会14回開催のうち14回 (100%)	公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
	監査役会13回開催のうち13回 (100%)	
大原 秀 三	取締役会14回開催のうち14回 (100%)	公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
	監査役会13回開催のうち13回 (100%)	
大石 洋 司	取締役会14回開催のうち14回 (100%)	医療業界で培われた専門的知識と経験から発言を行っております。
	監査役会13回開催のうち13回 (100%)	

(注) 白石裕介氏は、平成22年8月20日開催の第38回定時株主総会で社外取締役就任しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定により、社外取締役との間に善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第39条の規定により、社外監査役との間に善意でかつ重大な過失がない場合において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 優成監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	29百万円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の額	29百万円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

(3) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会規則に基づき、会計監査人を解任するか、あるいは会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議案件とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、取締役会は監査役会の同意を得て、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

(5) 子会社の会計監査人の状況

米国子会社Ortho Development Corporationの会計監査人は、Grant Thornton LLPであります。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決定または決議の内容の概要

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程の整備により法令等違反行為を未然に防止する。
 - ② 業務執行に関し、必要に応じ弁護士その他専門家に適法性の確認をとることができる体制を整える。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等を整備し、文書または電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
 - ② 取締役及び監査役は、文書管理規程等に従いこれら文書を常時閲覧できるものとする。
 - ③ 文書管理規程等を変更する場合は、監査役会の承認を得るものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理規程を整備の上、個々のリスクについて管理責任者を決定し、リスクに対し適切な予防と対策を行う。
 - ② 重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会の下部組織として経営会議を積極的に活用し、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
 - ② 組織規程、業務分掌規程を整備し、担当部門、職務権限等を明確化する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程の整備及び内部監査を担当する内部監査室により、法令等違反行為の未然防止を図る。
 - ② 内部通報制度を整備し、社内または社外の窓口相談できる体制とする。
- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 役職員行動規範はグループ会社にも適用されるものとし、グループ会社全体に周知徹底を図る。
 - ② 子会社との間で一定のルールを定め、子会社の重要事項の決定については親会社の承認を得るものとする。
 - ③ 子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準で審査し、適正を確保する。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役は、監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合は、これに応じ使用人（但し、専任ではない。）を任命する。
- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を必要とする。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
法定の事項に加え、取締役及び内部監査を担当する内部監査室は下記の事項を監査役に遅滞なく報告する。
経営会議で審議報告された案件、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、その他監査役会が定めるコンプライアンス上重要な事項。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会に対して、取締役及び主要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
 - ② 常勤監査役は、コンプライアンス委員会に委員として出席する。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保及び金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
「役職員行動規範」に則り、法令・社内規則を遵守し、誠実で倫理的な事業活動を行うことを基本方針とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み、関係排除に取り組んでいます。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

人事総務部を対応統括部署と定め、コンプライアンス委員会と連携し、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制を取っています。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及びその下部組織である牛込地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定期的な研修会及び情報交換会等を通じ、情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・特防連等に相談できる体制を整備しています。反社会的勢力との関係排除については、法令及び企業倫理に則り対応することが極めて重要であるとの観点に立ち、「役職員行動規範」を役員・従業員へ継続的に周知徹底し、啓蒙活動や研修を定期的に行い、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでいます。

連結貸借対照表

(平成23年5月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	[11,062,313]	流 動 負 債	[5,420,940]
現金及び預金	2,102,387	支払手形及び買掛金	422,054
受取手形及び売掛金	1,988,574	短期借入金	4,149,749
商品及び製品	5,718,206	リース債務	1,214
仕掛品	13,193	未払法人税等	6,698
原材料及び貯蔵品	466,786	未払消費税等	25,970
繰延税金資産	289,395	未払費用	360,717
未収還付法人税等	67,294	未払金	143,433
その他	416,490	その他	311,101
貸倒引当金	△15	固 定 負 債	[836,741]
固 定 資 産	[6,763,039]	長期借入金	375,000
有形固定資産	(4,895,813)	リース債務	3,441
建物及び構築物	649,342	退職給付引当金	430,727
機械装置及び運搬具	48,571	長期未払金	3,960
工具、器具及び備品	1,991,469	長期預り金	1,000
土地	2,152,978	資産除去債務	22,612
建設仮勘定	53,450	負 債 合 計	6,257,681
無形固定資産	(132,205)	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	(1,735,020)	株 主 資 本	[11,498,485]
投資有価証券	6,986	資 本 金	(3,001,929)
繰延税金資産	1,658,662	資 本 剰 余 金	(2,587,029)
その他	71,751	利 益 剰 余 金	(5,935,564)
貸倒引当金	△2,379	自 己 株 式	(△26,036)
		その他の包括利益累計額	[69,185]
		その他有価証券評価差額金	(806)
		為替換算調整勘定	(68,378)
		純 資 産 合 計	11,567,671
資 産 合 計	17,825,352	負債及び純資産合計	17,825,352

連結損益計算書

(平成22年6月1日から
平成23年5月31日まで)

(単位 千円)

項 目	金	額
売 上 高		9,531,250
売 上 原 価		3,748,646
売 上 総 利 益		5,782,604
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,246,524
営 業 利 益		536,079
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	777	
受 取 配 当 金	276	
業 務 受 託 料	28,692	
そ の 他	18,947	48,694
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81,517	
手 形 売 却 損	6,508	
為 替 差 損	197,251	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	86,839	
そ の 他	8,349	380,465
経 常 利 益		204,308
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	32	
薬 事 権 承 継 譲 渡 益	22,816	22,849
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	9,594	
固 定 資 産 除 却 損	57,539	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8,607	75,741
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		151,416
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,274	
過 年 度 法 人 税 等	21,922	
法 人 税 等 調 整 額	41,639	87,836
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		63,579
少 数 株 主 損 失		7,553
当 期 純 利 益		71,132

連結株主資本等変動計算書

(平成22年6月1日から
平成23年5月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年5月31日残高	3,001,929	2,587,029	5,996,741	△26,019	11,559,679
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△132,310		△132,310
当期純利益			71,132		71,132
自己株式の取得				△16	△16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△61,177	△16	△61,193
平成23年5月31日残高	3,001,929	2,587,029	5,935,564	△26,036	11,498,485

(単位 千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
平成22年5月31日残高	1,399	93,368	94,767	11,654,447
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△132,310
当期純利益				71,132
自己株式の取得				△16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△593	△24,989	△25,582	△25,582
連結会計年度中の変動額合計	△593	△24,989	△25,582	△86,776
平成23年5月31日残高	806	68,378	69,185	11,567,671

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数：1社……………Ortho Development Corporation
3. 持分法の適用に関する事項
非連結子会社及び関連会社はないため、記載すべき事項はありません。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
Ortho Development Corporationの決算日は3月31日であり、連結決算日との差異は3ヵ月以内で、かつその間における取引は連結計算書類に重要な影響を与えていないため、事業年度の計算書類を基礎として連結を行っております。
5. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 其他有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
 - ② デリバティブ取引：時価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - ・ 商品及び製品：総平均法
 - ・ 原材料及び貯蔵品：総平均法
 - ・ 仕掛品：総平均法
但し、在外子会社の製品、原材料、仕掛品については先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① リース資産以外

の有形固定資産：定率法

但し、在外子会社については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物：6～65年

機械装置及び運搬具：5～17年

工具器具及び備品：2～15年

② リース資産以外

の無形固定資産：定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

当社従業員の退職給付に備えて、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

- (4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。但し、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
金利スワップ取引
 - ・ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引
借入金の利息
 - ③ ヘッジ方針
外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から当連結会計年度末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (6) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは5年間で均等償却しております。

- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

6. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益が1,929千円減少し、税金等調整前当期純利益が10,536千円減少しております。

(企業結合に関する会計基準等)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

7. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)の適用に伴い、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

8. 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）の適用に伴い、前連結会計年度における「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」として表示しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,420,874千円

2. 担保資産

シンジケーション方式による短期コミットメントライン契約（総額5,000,000千円、実行残高：短期借入金2,500,000千円）の担保として抵当に供しているものは、次のとおりであります。

建物	371,683千円
土地	1,915,919千円
計	2,287,603千円

3. コミットメントライン契約

当社は機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし、シンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を取引銀行4行と締結しております。当連結会計年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	5,000,000千円
借入実行残高	2,500,000千円
差引	2,500,000千円

Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価の切下額は次のとおりであります。

売上原価 37,397千円

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 26,475,880株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年8月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	132,310	5.00	平成22年 5月31日	平成22年 8月23日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年8月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	132,309	5.00	平成23年 5月31日	平成23年 8月22日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（行使期間未到来のものを除く。）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期の預金で運用し、資金調達については銀行借入によっています。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建て金銭債権債務に係る為替変動リスクを回避するための利用に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従いリスク低減を図っております。

投資有価証券である上場株式については、定期的に時価を把握しております。

金利の変動リスクに関しては、金利の相場を定期的に把握しております。長期借入金については金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、固定金利以外のものについては個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

なお、デリバティブ取引は、取引権限や取引範囲等を定めた社内規程に基づき管理等を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,102,387	2,102,387	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,988,574	1,988,574	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,986	6,986	—
資産計	4,097,947	4,097,947	—
(1) 支払手形及び買掛金	422,054	422,054	—
(2) 短期借入金	3,969,749	3,969,749	—
(3) 長期借入金	555,000	526,254	△28,745
負債計	4,946,803	4,918,058	△28,745

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は株式会社東京証券取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 長期借入金（1年内返済分を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
該当事項はありません。

(注3)金銭債権等の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,102,387	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,988,574	—	—	—
合計	4,090,961	—	—	—

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	180,000	375,000	—	—

VI 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

商品センター及び営業所関連の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は2.04%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	22,159千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—千円
時の経過による調整額	452千円
期末残高	22,612千円

(注) 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

VII 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 437円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円69銭 |

VIII 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年7月13日

株式会社日本エム・ディ・エム
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤善孝 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 狐塚利光 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エム・ディ・エム及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第39期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年7月20日

株式会社日本エム・ディ・エム 監査役会

常勤監査役 小川 康 貴 ㊟

社外監査役 鈴木 竹 夫 ㊟

社外監査役 大原 秀 三 ㊟

社外監査役 大石 洋 司 ㊟

貸借対照表

(平成23年5月31日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	[10,009,158]	流動負債	[4,299,655]
現金及び預金	2,074,754	買掛金	280,366
受取手形	541,307	短期借入金	3,280,000
売掛金	1,024,948	リース債	1,214
商品及び製品	5,248,471	未払金	145,797
仕掛品	5,118	未払費用	255,205
原材料及び貯蔵品	28,377	未払消費税等	25,970
前渡金	1,430	前受金	300,368
前払費用	86,530	預り金	10,732
繰延税金資産	275,456	固定負債	[836,741]
短期貸付金	324,123	長期借入金	375,000
未収入金	320,936	リース債務	3,441
未収還付法人税等	67,294	退職給付引当金	430,727
その他の	10,427	長期未払金	3,960
貸倒引当金	△18	長期預り金	1,000
固定資産	[7,683,241]	資産除去債務	22,612
有形固定資産	(4,069,424)	負債合計	5,136,397
建物	513,804	純資産の部	
構築物	847	株主資本	[12,555,196]
機械及び装置	2,463	資本金	(3,001,929)
車両運搬具	2,222	資本剰余金	(2,587,029)
工具、器具及び備品	1,417,978	資本準備金	2,587,029
土地	2,132,108	利益剰余金	(6,992,274)
無形固定資産	(54,717)	利益準備金	197,500
ソフトウェア	45,547	その他利益剰余金	6,794,774
電話加入権	9,170	別途積立金	6,513,000
投資その他の資産	(3,559,099)	繰越利益剰余金	281,774
投資有価証券	6,986	自己株式	(△26,036)
関係会社株式	988,882	評価・換算差額等	[806]
長期貸付金	902,732	その他有価証券評価差額金	(806)
破産更生債権等	2,379		
繰延税金資産	1,592,257	純資産合計	12,556,002
差入保証金	68,245	負債及び純資産合計	17,692,400
貸倒引当金	△2,384		
資産合計	17,692,400		

損 益 計 算 書

(平成22年6月1日から
平成23年5月31日まで)

(単位 千円)

項 目	金	額
売 上 高		8,014,092
売 上 原 価		3,671,623
売 上 総 利 益		4,342,468
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,958,895
営 業 利 益		383,573
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31,502	
受 取 配 当 金	276	
業 務 受 託 料	28,692	
そ の 他	17,663	78,135
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	63,423	
手 形 売 却 損	6,508	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	86,839	
為 替 差 損	208,286	
そ の 他	108	365,165
経 常 利 益		96,542
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	57	
薬 事 権 承 継 譲 渡 益	22,816	22,873
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,326	
固 定 資 産 除 却 損	57,539	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8,607	67,473
税 引 前 当 期 純 利 益		51,943
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,852	
過 年 度 法 人 税 等	21,922	
法 人 税 等 調 整 額	39,803	75,578
当 期 純 損 失		23,635

株主資本等変動計算書

(平成22年6月1日から
平成23年5月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 余 本 金		利 益 剰 余 金		自 株 式	株主資本合計		
		資 準 備 金	本 金	利 準 備 金	益 金			その他利益剰余金	
								別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
平成22年5月31日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	8,513,000	△1,562,279	△26,019	12,711,158		
事業年度中の変動額									
別途積立金の取崩				△2,000,000	2,000,000		—		
剰余金の配当					△132,310		△132,310		
当期純損失					△23,635		△23,635		
自己株式の取得						△16	△16		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△2,000,000	1,844,054	△16	△155,962		
平成23年5月31日残高	3,001,929	2,587,029	197,500	6,513,000	281,774	△26,036	12,555,196		

(単位 千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年5月31日残高	1,399	1,399	12,712,558
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			—
剰余金の配当			△132,310
当期純損失			△23,635
自己株式の取得			△16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△593	△593	△593
事業年度中の変動額合計	△593	△593	△156,555
平成23年5月31日残高	806	806	12,556,002

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式：移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）
3. デリバティブ取引：時価法
4. たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - (1) 商 品：総平均法
 - (2) 製 品：総平均法
 - (3) 原 材 料：総平均法
 - (4) 仕 掛 品：総平均法

5. 固定資産の減価償却の方法

(1) リース資産以外

の有形固定資産：定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物：6～65年

車 両 運 搬 具：5～6年

工具器具及び備品：2～15年

(2) リース資産以外

の無形固定資産：定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については、貸倒実績率等を勘案した必要額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段：為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引
金利スワップ取引
- ② ヘッジ対象：商品仕入に係る外貨建金銭債務及び予定取引
借入金の利息

(3) ヘッジ方針

外貨建金銭債務について、為替予約等により円貨額を確定させ、為替変動リスクを回避することを目的としております。また、借入金の金利変動リスクを回避することを目的とし、金利スワップを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から期末までの期間において、ヘッジ手段の実行額の累計とヘッジ対象の決済額の累計とを比較して有効性の判定を行っております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

10. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益が1,929千円減少し、税引前当期純利益が10,536千円減少しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	351,371千円
短期金銭債務	12,832千円
長期金銭債権	902,049千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

8,829,249千円

3. 担保資産

シンジケーション方式による短期コミットメントライン契約（総額5,000,000千円、実行残高：短期借入金2,500,000千円）の担保として抵当に供しているものは、次のとおりであります。

建物	371,683千円
土地	1,915,919千円
計	2,287,603千円

4. 保証債務

下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Ortho Development Corporation	845,377千円 (US\$10,460千)
-------------------------------	----------------------------

なお、上記金額は期末日の為替相場により円換算しております。

5. コミットメントライン契約

当社は機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし、シンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を取引銀行4行と締結しております。当事業年度末における短期コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	5,000,000千円
借入実行残高	2,500,000千円
差引	2,500,000千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	383千円
仕入高	908,905千円
販売費及び一般管理費	45,019千円
営業取引以外の取引高	30,783千円

2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価の切下額は次のとおりであります。

売上原価	17,901千円
------	----------

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式	13,837株	72株	一株	13,909株

(注) 自己株式の数の増加72株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	△2,516千円
未払従業員賞与損金不算入額	74,463千円
商品評価損損金不算入額	268,345千円
事業再構築関連費用損金不算入額	16,072千円
繰越欠損金	20,229千円
その他	39,662千円
小計	416,256千円
評価性引当額	△140,800千円
繰延税金資産（流動）合計	275,456千円

繰延税金資産（固定）

前受金	122,070千円
商品評価損損金不算入額	531,351千円
事業再構築関連費用損金不算入額	91,507千円
たな卸資産評価損損金不算入額	1,424,150千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	175,263千円
その他	7,668千円
小計	2,352,011千円
評価性引当額	△759,200千円
繰延税金資産（固定）合計	1,592,811千円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	△553千円
繰延税金負債（固定）合計	△553千円
繰延税金資産（固定）純額	1,592,257千円

繰延税金資産合計 1,867,714千円

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

注記対象となる取引はありません。

VII 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Ortho Development Corporation	所有 直接97.5	当社製品の販売、同社製品の購入等、資金援助、債務保証、役員兼任	売上高 (注)1	383	売掛金	145
				仕入高 (注)1	908,905	買掛金	10,468
				販売費及び 一般管理費 (注)1	45,019	未払金	2,363
				資金の貸付 (注)2	— (注)3	短期 貸付金	323,280
						長期 貸付金	902,049
				受取利息 (注)2	30,783	未収入金	26,049
				保証債務 (注)4	845,377 (US\$10,460千)	—	—
増資の引受 (注)5	491,880 (US\$6,000千)	—	—				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付については、その都度交渉により返済条件等を決定しておりますが、貸付期間は5年以内としております。
3. 期中に326,800千円の返済を受けております。
4. 当社は連結子会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。また、ドル建金額は期末日の為替相場により円換算しております。
5. 連結子会社における平成23年1月1日付の第三者割当増資の当社引受分であります。
6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 474円49銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 0円89銭 |

IX 重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 7月13日

株式会社日本エム・ディ・エム

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤善孝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 狐塚利光 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本エム・ディ・エムの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年7月20日

株式会社日本エム・ディ・エム 監査役会
常勤監査役 小川 康 貴 ㊟
社外監査役 鈴木 竹 夫 ㊟
社外監査役 大原 秀 三 ㊟
社外監査役 大石 洋 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第39期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、132,309,855円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年8月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとしておりますが、当社グループの連結ベースでの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため当社決算期を変更し、米国子会社を含むグループ全体の決算期を統一するため、また、将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社との決算期統一の必要性に対応するため、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日に変更するものであります。（変更案第42条）

また、上記変更により、現行定款のうち、株主総会の招集、定時株主総会の基準日、剰余金の配当の基準日及び中間配当に関する規定について、条文の文言の修正を行うとともに、移行期間となる第40期に関する所要の規定を附則に設けるものであります。（変更案第12条、第13条、第43条、第44条、附則第1条、第2条、第3条）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(株主総会の招集)	(株主総会の招集)
第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>8月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5月31日</u> とする。	第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
(略)	(略)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第42条 当会社の事業年度は、毎年 <u>6月1日</u> から翌年 <u>5月31日</u> までの1年とする。	第42条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>5月31日</u> とする。	第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。
(中間配当)	(中間配当)
第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>11月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。	第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9月30日</u> を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	附 則
	第 1 条 <u>第 4 2 条の規定にかかわらず、第 4 0 期事業年度は、平成 2 3 年 6 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの 1 0 ヶ月間とする。</u>
	第 2 条 <u>第 4 4 条の規定にかかわらず、第 4 0 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日とする。</u>
	第 3 条 <u>本附則は、第 4 0 期事業年度経過後、これを削除する。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役大川正男、沼田逸郎、瀬下克彦、近藤浩一、渡部正一、弘中俊行及び白石裕介の7氏は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
1	オオカワマサオ 大川正男 (昭和31年9月8日生)	平成13年8月 当社取締役管理本部長兼財務部長 平成13年9月 Ortho Development Corporation取締役 平成14年10月 当社取締役海外担当（米国駐在） 平成15年3月 Ortho Development Corporation代表取締役社長 平成15年8月 当社常務取締役海外担当 平成17年8月 当社常務取締役管理部門・海外担当兼財務部長 平成19年6月 当社取締役管理本部長兼海外担当 平成20年6月 当社取締役管理本部・海外・経営企画担当 平成20年8月 当社取締役管理本部・海外担当 平成21年8月 当社代表取締役社長（現任） 平成21年12月 Ortho Development Corporation取締役（現任）	15,930株
2	ヌマタイツロウ 沼田逸郎 (昭和35年5月18日生)	昭和59年3月 当社入社 平成13年7月 当社営業本部営業企画部長兼商品管理部長 平成14年10月 当社営業本部マーケティング戦略室長兼商品管理部長 平成15年8月 当社取締役営業本部長 平成15年8月 Ortho Development Corporation取締役（現任） 平成17年8月 当社取締役商品管理・マーケティング担当 平成19年6月 当社取締役営業本部担当 平成19年6月 当社代表取締役社長 平成21年8月 当社取締役事業推進本部担当 平成22年8月 当社取締役事業推進本部長兼マーケティング部長（現任）	42,905株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
3	センタカツヒコ 瀬下克彦 (昭和38年7月26日生)	昭和63年12月 当社入社 平成13年3月 当社営業本部営業部長兼東京 営業所長 平成13年7月 当社営業本部第一営業部統括 部長 平成15年7月 当社営業本部営業戦略室長 平成19年6月 当社営業本部長 平成19年8月 当社取締役営業本部長兼販売 推進部長 平成20年6月 当社取締役営業本部長（現任）	23,752株
4	コンドウコウイチ 近藤浩一 (昭和42年4月7日生)	平成元年1月 当社入社 平成15年7月 当社営業本部営業戦略室横浜 営業所長（部長） 平成17年8月 当社マーケティング部部长 平成19年8月 当社取締役事業推進本部長兼 企画開発部長 平成20年6月 当社取締役事業推進本部長兼 マーケティング部長 平成22年8月 当社取締役東日本営業部長・ スパインチーム担当（現任）	9,890株
5	ワタベマサカズ 渡部正一 (昭和44年1月25日生)	平成4年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成4年5月 同社産業機械第三部 平成18年11月 同社メディカルソリューション部 平成19年5月 同社ライフケア事業推進部 平成20年8月 当社取締役経営企画担当 平成21年8月 当社取締役管理本部・経営企 画担当 平成22年8月 当社取締役管理本部・経営企 画・事業開発担当（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社の 株式数
6	シライシユウスケ 白石裕介 (昭和39年2月13日生)	昭和61年4月 伊藤忠商事株式会社入社 鉄鋼プラント部 平成11年7月 伊藤忠プラント株式会社出向 平成12年4月 伊藤忠商事株式会社機械経営 企画部機械新規事業戦略室 平成14年9月 同社ビジネス機能統合部 平成16年10月 同社新機能・事業推進部 平成18年4月 同社メディカルソリューション部 メディカルソリューション第二課長 平成19年5月 同社ライフケア事業推進部 ライフケア事業第二課長 平成20年12月 ヘルスケアーテック株式会社 社外取締役(現任) 平成22年8月 当社社外取締役(現任) 平成23年4月 伊藤忠商事株式会社ライフ ケア事業推進部長代行(現任)	一株

(注) 1. 取締役候補者全員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者のうち白石裕介氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

白石裕介氏は、平成20年7月3日に伊藤忠商事株式会社と締結いたしました資本・業務提携契約の一環として、同社の実務上の責任者として、当社と同社との関係の強化と同契約の推進、並びに当社への事業上の助言等を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が過去において会社経営に携わっていなかった者であっても社外取締役候補者として適任と判断した理由について

白石裕介氏は、伊藤忠商事株式会社において培ってきた豊富な業務経験と知識を有し、さらに当社事業に関しても十分な理解と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

白石裕介氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

(4) 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は、社外取締役として優秀な人材の招聘を容易とし、さらに社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、当社と社外取締役との間で、責任限定契約を締結することを可能とする旨を定款で定めており、白石裕介氏との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。

なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。

- ・社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役小川康貴、鈴木竹夫、大原秀三及び大石洋司の4氏は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位	所有する 当社の 株式数
1	オガワヤスキ 小川康貴 (昭和28年10月24日生)	昭和59年11月 当社入社 平成11年3月 当社東京商品センター部長 平成11年6月 当社営業本部商品管理部長 平成12年8月 当社常勤監査役 平成15年8月 当社常務取締役管理本部長兼財務部長 Ortho Development Corporation取締役 平成17年8月 当社常勤監査役(現任)	34,684株
2	スズキタケオ 鈴木竹夫 (昭和21年9月1日生)	昭和45年4月 富士通株式会社入社 昭和52年11月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所 平成元年4月 鈴木竹夫公認会計士事務所開業(現任) 平成6年6月 東テック株式会社社外監査役(現任) 平成9年8月 当社社外監査役(現任)	19,037株
3	オオハラシユウゾウ 大原秀三 (昭和25年10月2日生)	昭和49年12月 クーパースアンドライブブランド会計士事務所入所 昭和56年3月 公認会計士大原秀三事務所開業(現任) 平成9年8月 当社社外監査役(現任)	19,037株

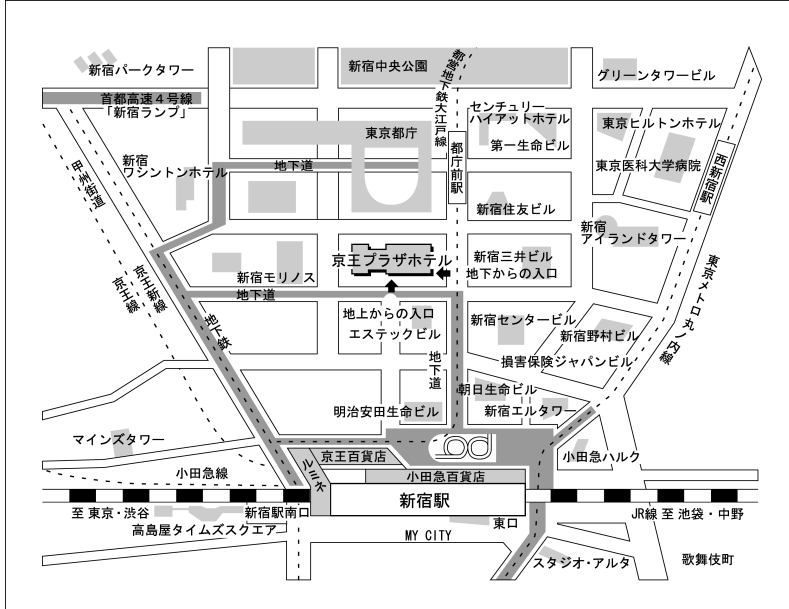
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 当社における地位	所有する 当社の 株式数
4	オオイシヨウジ 大石洋司 (昭和22年9月14日生)	昭和47年4月 株式会社国民相互銀行入行 昭和49年9月 財団法人仁和会総合病院入職 平成6年3月 財団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院入職 事務長 平成15年11月 社会福祉法人恩賜財団済生会 神奈川県病院入職 平成19年1月 社会福祉法人恩賜財団済生会 横浜市東部病院入職 中央情 報部部長 平成19年8月 当社社外監査役(現任)	3,800株

- (注) 1. 監査役候補者全員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者のうち鈴木竹夫、大原秀三及び大石洋司の3氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
- ①鈴木竹夫氏及び大原秀三氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- 大石洋司氏につきましては、医療業界で培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ②鈴木竹夫、大原秀三及び大石洋司の3氏につきましては、当社または当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬は除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ③鈴木竹夫、大原秀三及び大石洋司の3氏につきましては、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④当社は、鈴木竹夫、大原秀三及び大石洋司の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏が監査役に再任され就任した場合には、3氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
- 鈴木竹夫、大原秀三の両氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって14年となります。大石洋司氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 社外監査役候補者が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について
- 鈴木竹夫氏及び大原秀三氏につきましては、公認会計士としての豊富な知識と経験を持ち合わせており、また、大石洋司氏につきましては、医療機関での管理経験や医療行政に対する知識を有するということから社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (4) 在任中に不正な業務執行が行われた事実について
- 在任中に不正な業務執行が行われた事実はありません。
- (5) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、社外監査役として優秀な人材の招聘を容易とし、さらに社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、当社と社外監査役との間で、責任限定契約を締結することを可能とする旨を定款で定めており、鈴木竹夫、大原秀三及び大石洋司の3氏との間で当該責任限定契約を締結しております。鈴木竹夫、大原秀三及び大石洋司の3氏の選任が承認された場合、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、当該責任限定契約の内容は次のとおりであります。
- ・社外監査役は会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿 2丁目 2番 1号
京王プラザホテル 南館 4階 扇
電話 (03)3344-0111(代表)



徒歩なら——●JR・私鉄・地下鉄「新宿駅(西口)」 「西新宿駅」下車徒歩5分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」直結
お車なら——●首都高速4号線「新宿ランプ」が便利です。

株式
会社 **日本エム・ティ・エム**
東京都新宿区市谷台町12番2号
電話番号 03-3341-6545